

ガバナー月信より

●4月号推奨記事

P3 ガバナーメッセージ「環境」
 ~4 国際ロータリー理事会は2022年10月の会合で、4月を「環境月間」とすることに同意しました。国際的に認知されているアースデー（毎年4月）に合わせ「環境」の特別月間とし、従来4月だった「母子の健康月間」を7月としました。ロータリーの重点分野「環境」については、他重点分野と同様に活動に持続可能性が求められ、「生物の最善の利益のために、生態学的完全性、地球の健康、将来の世代をサポートする方法で、地球の天然資源の責任あるケアと使用が行われるようにすること」と定義されています。

P3 2023-24年度のための地区チーム研修セミナー
 ~4 庄田佳保里次年度地区国際・社会奉仕委員会 副委員長
 奥村雅一次年度地区インターアクト委員会 副委員長

出席

P5 2023-24年度のための会長エレクト研修セミナー
 ~8 高原誠一郎会長エレクト

出席

P12 米山奨学生終了式・歓送会 報告

~13 坂田妙子地区米山奨学委員会委員長
 今井卓哉地区米山奨学委員会委員
 中村 武次年度地区米山奨学委員会委員

出席

4月3日のビジター



米山奨学生 蔡 真彦 様

出席報告

例会日	2023年4月3日
例会回数	1647 回
A 会員数	31 名
B 出席免除者	5 名
C 出席義務者数 A-B	26 名
D 出席義務者 欠席数	5 名
E 出席義務者出席数 C-D	20 名
F 出席免除者出席数	3 名
出席率	79.31 %

飯原多香さんお元気で

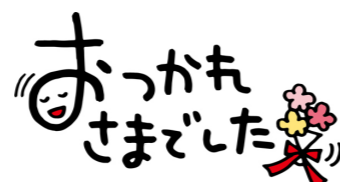


飯原多香さんが、転勤で群馬県桐生市へ異動されるため退会となりました。

4月3日例会終了後、ブリッジにて送別会を開催いたしました。

新天地へ行かれてもますますのご活躍をお祈りいたします。

3年間ありがとうございました。



会長 クラブ運営方針

《IMAGINE》未来を

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるかどうか

2022~2023年度

RID-2660 創立/1984年(昭和59年)4月16日

池田くれはロータリークラブ

会長/加藤光祥 副会長/奥山裕治 幹事/國司真相

http://www.ikedakureha.jp/ E-mail:ikedakureha@gamma.ocn.ne.jp

例会日/毎週月曜日・18時30分 例会場/池田市民文化会館

事務局/大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田商工会議所内 TEL:072-753-5353 FAX:072-751-9080

<p>4月9日(日)</p> <p>花見家族移動例会</p> <p>担当: 親睦活動・出席・歌唱小委員会</p>	<p>4月10日(月)</p> <p>例会休会</p>	<p>4月17日(月)</p> <p>「私の仕事って世間で役立っていますか」</p> <p>卓話者: 石田貴子会員</p>
--	-----------------------------	---

4月のお誕生日お祝い



4月3日のニコニコ報告

- 加藤 光祥 会長 … 飯原さん、今夜池田で大泣きし、明日から桐生で大笑い。
- 國司 真相 幹事 … 飯原さんありがとうございます。またお会いしましょう。
- 奥山 裕治副会長 … 今週誕生日です。58歳になります。
- 服部 潤承 会員 … 飯原会員、ご栄転を祝して。前年度のレクイエム音楽祭にてアナウンサーを務めていただきありがとうございました。
- 庄田佳保里 会員 … 飯原さん、一緒に飲んでくれてありがとうございました。
- 中村 武 会員 … 阪神3連勝バンザイ!!
- 山内 邦夫 会員 … 今月、お誕生日です。
- 池田 吉清 会員 … 新年度が始まりました。RCはまだですが。
- 吉井 順子 会員 … 猪名川沿いの里桜たち樹形が整いすばらしい色目でした。(2-3分咲き?) 本日のレポートです。
- 奥村 雅一 会員 … 多香さん、いろいろありがとうございました。
- 石田 貴子 会員 … やっと花粉の季節が終わりを迎えそうです。
- 乾 禎則 会員 … 本日、卓話当番です。また、今月誕生日です。
- 沢田 武司 会員 … 会社の年間表彰で横浜と沖縄に行ってきました。14日誕生日です。
- 子安 丈士 会員 … 前回欠席おわびします。
- 飯原 多香 会員 … 3年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

4月3日の幹事報告

- ①本日17時30分より第10回理事会が開催されました。
- ②大阪梅田RCよりIM第1組ロータリーデー及びFR研修交流会開催の御礼が届いております。(クラブ宛)
- ③本日、飯原会員の送別会があります。ご参加予定の方はお残りください。
- ④次回例会は花見移動例会となります。池田駅10時50分に田まいのバスにご乗車いただくが、もしくは現地集合をお願いいたします。
- ⑤4月のロータリーレートは133円です。

国際ロータリー第2660地区のホームページに、3月26日に開催されました池田くれはジュニアプラスボーツ祭の報告記事が掲載されました。

https://www.ri2660.gr.jp/c_report2021/archives/20230410_5602/

本日の合計 57,000円 累計 922,000円

第10回理事会議事録

日時 2023年4月3日（月）17時30分～18時00分

場所 ブリッジ

理事数 11名【出席9名・欠席2名】

加藤 光祥（○） 服部 潤承（○）
高原誠一郎（○） 國司 真相（○）
奥山 裕治（○） 青井 秀浩（○）
小森 正（○） 庄田佳保里（○）
中村 武（○） 坂田 妙子（×）
北川 智司（×）

オブザーバー 2名【出席1名・欠席1名】

今井 卓哉（○） 中西 博之（×）

審議事項

第1号議案 新入会員入会の件

3月13日（月）事務局にて、新入会委員候補者である中田氏と面談を行い、入会申込書に必要事項を記入してもらった。中田氏は現在、赤坂ロータリークラブの会員であるが、池田くればロータリークラブに転籍する予定。4月5日（木）に事務局より、入会被推薦者に関する通知をクラブ会員に発送する。4月17日（月）に、例会を見学に来られる予定。

また、飯原会員の後任で入会予定の垣屋氏と加藤会長が面談され、引継ぎ等が落ち着き次第に入会される事になった。（5月入会の予定）

承認

第2号議案 6月5日卓話者変更の件

6月5日（月）卓話予定者であった飯原会員が退会されたので卓話者を、飯原会員の後任で入会予定の垣屋氏に変更する。

承認

第3号議案 台北老松RC訪問の件

以下の3つの主旨に基づき、6月1日（木）～2日（金）にかけて台北老松RCを訪問する。

①3月10日に先方へ到着しているランドセルの贈呈式を兼ね学校を訪問する。

②6月1日（木）老松RC例会（夜）へ出席し、交流を図る。

③池田くればRC40周年記念式典への参加を要請する。（Hao会長エレクトは、既に参加を希望されている。）

（理事会議事録 続き）

参加予定者は、加藤会長、國司幹事、中村国際奉仕委員長、高原会長エレクト、正岡会員、奥村会員、今井の7名を予定。

（訪問日程が具体化したら会員にも参加を募る予定）

承認

第4号議案 例会時のマスク着用について

4月の例会からマスクの着用については、個々の判断に任せる。

承認

第5号議案 2023～2024年度 年間行事予定の件
細かな修正が入る可能性はあるが、年間行事予定は添付書類の通りとする。

承認

第6号議案 2023～2024年度 各奉仕委員会の事業計画及び予算の件

細かな修正が入る可能性はあるが、各奉仕委員会の事業計画及び予算は、添付書類の通りとする。

承認

その他 なし

協議事項

・池田ジュニア合唱団より、「第14回目の演奏会」招待状が届いているが、参加希望者がいないため、特定非営利活動法人「縁21」に寄付をする。

報告事項

・春のRYLAセミナー参加申し込みがあったら、理事会で審議をする。

・いながわ100人ゴミひろいDAY!の動画は、理事会LINEにて確認をする。

次回理事会：2023年5月8日（月）17:30～
ブリッジにて開催予定

以上（記録者 今井卓哉）

4月3日の卓話



「インボイス制度について」

卓話者：乾 禎則会員

インボイス制度とは

令和5年10月1日から消費税インボイス制度がスタートします。

1. インボイス（適格請求書）とは

インボイスとは、登録番号や取引内容、取引金額、消費税額など、法定事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等のことです。

2. インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式です。インボイス制度が導入されると、売り手側と買い手側は新たな義務を負う事になります。

○売手側の義務：買手側（課税事業者）から求められた場合はインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。

○買手側の義務：売手側（適格請求書発行事業者）が発行したインボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除が出来なくなります。

○インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者に限られ、免税事業者や登録を受けていない課税事業者はインボイスを発行できません。

2. インボイスの発行が免除される場合

【インボイスの発行が免除されるケース】

自動販売機や公共交通機関等ではインボイスの発行義務が一部免除されます。

■自動販売機等による代金の受領の例

コインランドリー、コインロッカー、自動販売機による飲食品等の販売など、機械装置のみで代金の受領やサービス提供を行う場合	税込金額が3万円未満であれば、インボイスの発行が免除
スーパーに設置するセルフレジ、飲食店に設置する食券の販売機など、単に機械装置によって代金の精算を行う場合	インボイスの発行が必要

【取引の都度、請求書等の書類を交付していない取引（例：駐車場等の預金）の対応】

駐車場等の賃貸などは、契約書に、インボイスとして必要な情報（登録番号、適用税率、消費税額等）の記載が必要になります。また、既存の契約書など、必要な情報が記載されていないものについては、取引先に別途、必要な情報を通知する必要があります。

3. 免税事業者との取引がある場合は注意が必要です。

ただ、免税事業者にとっては死活問題。

1. 皆さんの事業所が取引先から商品の仕入や外注先から役務の提供を受ける

2. 請求書が届く（免税事業者や登録を受けていない課税事業者はインボイスを発行できないので、登録番号の記載がない。）

3. 消費税の仕入税額控除ができない。（3年間の特例2割特例はある。）
これはインボイス番号のない仕入先の消費税を負担するという意味です。

4. 下記表は消費税の負担の流れですが、小売事業者を免税事業者と考えてください。



①製造業者 消費税納税額・A 5,000円

②卸売業者 消費税納税額・B 2,000円

③小売業者 消費税納税額・C 0円
合計7,000円 差額3,000円

④消費者負担額 10,000円と不一致となる。
小売業者の利益は
110,000円－77,000円＝33,000円

⑤※課税事業者の場合は利益が30,000円であったが 33,000円と30,000円の差額3,000円が本来負担すべき消費税であり、益税と言われているもの。

5. 取引先と価格や取引について消費税相当額の転嫁について相談が必要となるのでは？
自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります

